

**令和 5 年度**  
**第 1 回 高知市成年後見制度利用促進審議会 議事録**

日時	令和 5 年 7 月 18 日 (火) 18:30~20:00	
出席者	協議会委員	西内会長, 廣井副会長, 土居委員, 中川委員, 溝渕委員, 堀委員, 公文委員, 澤田委員, 尾崎委員
	基幹型地域 包括支援 センター	関田所長, 北村副所長, 宮川副所長, 田部基幹包括担当係長 浅野
	障がい福祉課	黒岩地域生活支援室長, 岡添主任 坂本主査補
	健康増進課	喜多精神難病担当係長, 上甲主任
欠席者	竹岡委員	
内容	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>令和 4 年度 高知市事業報告</li><li>令和 5 年度 高知市事業計画</li><li>令和 4 年度 高知市成年後見サポートセンター事業報告</li><li>令和 5 年度高知市権利擁護支援地域連携ネットワーク中核機関運營業務事業計画書</li></ol> <p>【意見・質疑】</p> <hr/> <p>(事務局：田部)</p> <p>定刻となりましたので、これより令和 5 年度第 1 回高知市成年後見制度利用促進審議会を開催いたします。</p> <p>本日はご多用の中、審議会にご出席いただきましてありがとうございます。私は、本日の司会を務めます基幹型地域包括支援センター田部と申します。</p> <p>議事に入りますまでの進行を務めますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>また、審議会終了後、引き続き地域連携ネットワーク協議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>本審議会は、情報公開の対象となっておりますので、議事録を作成する関係上、ご発言の際には、まずお名前をおっしゃっていただきました後にご発言をお願いいたします。それでは開会にあたりまして、健康福祉部福祉部長の橋本和明よりご挨拶を申し上げます。</p>	

(健康福祉部長：橋本)

皆様こんばんは。高知市健康福祉部長橋本でございます。本市成年後見制度利用促進審議会の開催にあたりまして、一言申し上げます。委員の皆様方におかれましては、日ごろは本市の介護保険、高齢者福祉の推進にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。また公私ともにご多用のところを、本日の会議にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。さて、本市では、令和4年3月に策定しまして高知市成年後見制度利用促進基本計画を策定しまして、当該計画に基づき、成年後見制度に関する広報や市民への啓発、相談対応力の強化などにより、制度の利用促進を図るために、令和4年3月に高知市成年後見サポートセンターとして運営しておりました高知社会福祉協議会に委託をし、権利擁護支援、地域連携ネットワークの中核機関を設置して、取り組みを進めているところであります。成年後見制度では、認知症高齢者や知的精神障害等により判断能力が不十分で、財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度として実施をされており、国におきましては、令和4年3月に、第二期成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定し、総合的な充実や運用体制などの対応を進めることとしております。また、令和8年度末までを目途に、成年後見制度利用促進専門家会議などで、様々な協議が行われ、制度改正も進められると考えており、今後の報告を踏まえて、本市の基本計画の見直しや制度の運用方法につきましても検討が必要となっています。本市の基本計画は、誰もが、住みたい場所で、自らの希望が叶えられ、安心して暮らすことができる高知市の実現を基本理念とし、様々な取組も進めておりますが、今後の国の制度改正の動向にも注視をしつつ、市民の成年後見制度に関する理解を促進するとともに、権利擁護のための支援体制の強化を図っていく必要があると考えております。委員の皆様には、本審議会等におきまして忌憚ないご意見をいただければと思います。夜間でもあり、また長時間の会議となりますが、是非、闊達なご議論くださいますよう、お願い申し上げまして私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

(事務局：田部)

ありがとうございました。誠に勝手ではございますが、部長、副部長につきましては業務の都合上この後退席をさせていただきますので、その点ご了承ください。

そうしましたら資料の確認をさせていただきます。令和5年度第1回高知市成年後見制度利用促進審議会という資料と令和5年度第1回地域連携ネットワーク協議会を同時に配布しております。協議会資料につきましては、中核機関が司会進行をします。

まずはホッチキス止めのほうから始めますが、お手元のない方いらっしゃらないでしょうか。大丈夫でしょうか。あとは1ページめくっていただきまして、委員名簿の澤田委員さんの方からは少し遅れるかもしれないということで、ご連絡をいただいておりますが、少し会議の方が長引くことがありましたら、欠席になるかもしれないと伺っ

ております。それから高知市手をつなぐ育成会竹岡さんから欠席のご連絡を頂いておりますので、事前に連絡させてもらいます。

また、本日オブザーバーとして、高知家庭裁判所主任書記官の杉本様にご参加いただいておりますので、よろしくお願ひします。

それでは審議会を始めていきます。あと本協議会の設置に関しまして資料 2 ページの高知市成年後見制度利用審議会条例で定められております。議題に沿って、協議を進めて参ります。

それでは、ここからは西内会長に進行をお願いし、議事に入りたいと思ひますので西内会長よろしくお願ひいたします。

(西内会長)

皆様、こんばんは。高知県立大学の西内です。本日司会進行を務めさせていただきます。それでは配布されている資料。全部で 4 点あります。順番にやっていきたいと思ひます。2 番目の令和 4 年度事業報告からお願ひします。

(事務局：浅野)

高知市の基幹型地域包括支援センターの浅野と申します。

私からは、令和 4 年度の高知市の事業報告をさせていただきます。座って失礼します。まず資料の 3 ページからいきます。高知市成年後見制度利用基本計画の基本目標の (1) からいきます。権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し支えるについてです。

令和 4 年度は目標を年 42 回と予定をして、市民啓発を行う予定でしたが、令和 4 年度は新型コロナウイルスの感染拡大のため地域活動が、休止をしておりますして計画のとおり実施することが困難でした。

続きまして 2 番に移ります。相談対応の強化についてです。

専門職の相談対応強化のために相談支援機関、医療機関に対する研修の実施回数目標を 3 回と計画をしておりますが、実績としては、令和 4 年度は 6 回実施することができました。

内訳は、こちらの表のとおりで、医療ソーシャルワーカー協会にて研修会を行ったり、相談支援事業所連絡会にて、研修を行うことができております。

次の 3 番、成年後見制度市長申立及び成年後見制度利用支援事業の適切な実施についてです。

令和 4 年度の市長申立件数は、高齢者の分野で 27 件、障害者の分野で 1 件となっております。令和 3 年度から令和 4 年度にかけて、高齢の分野では増加をしています。専門職に向けた研修会などを開催したことから、医療機関や施設などから相談が増加したと思われる。

次に4ページに移ります。

(2)の市民一人一人が望む生活を考え表明するについてです。

①市民一人一人が望む生活を考えるについてです。

将来に対する意思表示に関する学習会は年14回開催を予定しておりましたが、これも新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあって、計画のとおり開催することが困難な状況でありました。

また高知市では、ACPやエンディングノートなどが未作成であったため、市民一人一人が望む生活を考え、意思表示できるツールとして、人生最後の想いをかなえるノートの作成に取りかかりました。

その次の②任意後見制度及び補助保佐類型の利用促進についてです。

任意後見制度は権利擁護支援において、本人の意向に沿った支援を行うために望ましい仕組みです。

本人の利用可能な限り制限せず、本人意思を尊重した権利擁護支援を実施するため、中核機関の相談事業を通じて、任意後見、補助、保佐類型の利用促進を図ってきました。日常生活自立支援事業利用者の、成年後見制度の円滑な移行についてです。

次に令和4年度は、高知市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業から市長申し立てに移行した件数が高齢の分野で2件、障害の分野は0件でした。高知市社会福祉協議会に中核機関業務を委託したことから、日常生活自立支援事業の契約者で判断能力の低下が見られる方について、円滑に成年後見制度移行できるよう連携しながら支援することができました。以上が令和4年度の実施の報告です。

(西内会長)

ありがとうございました。新型コロナウイルス感染拡大のため市民への啓発についてはなかなか難しいとのことでしたが、専門職向けへの啓発は目標よりも多く開催できているという報告でした。委員の皆様質問等ありませんか。

(中川委員)

高知県社会福祉士会の中川です。成年後見制度市長申立及び成年後見制度利用支援事業の適切な実施のところで、障害者の方の申し立てが令和4年度が1件で令和3年、年と比べて少なくなっているが、その背景があれば教えていただきたい。

(事務局障がい福祉課 岡添)

ご質問ありがとうございました。障害福祉課の方では知的障害者の方を対象にしているのですが、例年2名から1名で、あまり変化はないです。健康増進課のほうで、人数の変化があったのではないかとと思われるので、マイクを回します。

(事務局 健康増進課 喜多)

健康増進課の喜多と言います。人数の変化の原因とかはちょっとわからないんですけども、たまたま昨年度は1件もなかったということです。

(中川委員)

わかりました。ありがとうございます。

(西内会長)

他の委員の皆様いかがでしょうか。ご意見、感想でもよろしいですけど。

(溝渕委員)

介護福祉士会の溝渕です。4ページの市民一人一人がどう生活を考え表明するということで、高知市ではACPやエンディングノートが未作成であったため製作に取りかかりましたということですが、今現状、取りかかってでき上がったような感じでしょうか。

(事務局 田部)

地域包括支援センターの田部と言います。ご質問ありがとうございます。今自治体アドさんというところと共同して、人生最期の想いを叶えるノートを作成しております、最終稿が先日終わりました、今納期を8月末ぐらいまでということで予定しておりますので、次の審議会の際には、皆様にもご提示できるようにいたしますので、よろしく願いいたします。

(溝渕委員)

ありがとうございます。

(西内委員)

ありがとうございます。他の委員様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、令和5年度の事業計画について事務局からお願いします。

(事務局 浅野)

基幹型地域包括支援センターの浅野です。次の5ページの令和5年度の実施の事業計画について報告させていただきます。

高知市成年後見制度利用促進基本計画では、基本理念を誰もが住みたい場所で、みずからの希望がかなえられ、安心して暮らすことができる高知市の実現を定め、以下の施策を通じて、市民の理解・促進及び権利擁護支援の体制強化を進めております。

一つ目の(1)権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し、支えるについてです。

①の成年後見制度に対する市民啓発についてです。先ほどもお伝えしたように、令和4年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあって、なかなか地域活動が行えない状況があったのですが、今年度は地域活動の再開も期待できるため、地域住民や民生委員さん、いきいき百歳体操のお世話役さんや福祉サービスの従事者、医療従事者等の支援が必要となる可能性がある方と日頃から関りのある関係機関が、様々な困りごとに早期に気づき、必要な支援につながるができるよう地域包括支援センターや基幹の包括職員が、こちらの方に出向いて、周知や啓発を積極的に行っていくように考えております。目標は年42回としておりまして、地域包括支援センターによる啓発を年3回予定しています。

権利擁護に関する出前講座の開催、成年後見セミナーについては、後で、中核機関のほうから報告をしてもらいます。

次の2番相談対応力の強化についてです。権利擁護支援においては本人の思いや意思を適切に受けとめることが重要であり、成年後見制度の利用の有無にかかわらず、本人に寄り添う支援の体制強化を推進しております。令和4年度に引き続き、高齢や障害の分野とともに相談支援機関や医療機関に対して成年後見制度などの利用の推進に関する研修を実施していく予定としております。こちらは年3回実施回数目標としております。そのほかにもこの計画に、記載しているように、相談支援専門員に関する研修の実施を予定していたり、中核機関の方では、8月17日に北部の居宅ブロック会議での研修実施を予定しております。また他のブロックの方でも、開催を行うように予定しております。

次6ページに移ります。成年後見制度市長申立及び成年後見制度利用支援事業の適切な実施についてです。権利擁護支援のニーズがあるものの、成年後見制度の申立をする親族がいない方に対し、引き続き適切に市長申立の実施をしていきます。また、高齢分野では、市長申立件数が令和3年度から令和4年度に掛けて増加したことから、随時協議会等に報告しながら、支援体制の強化を進めます。

次の(2)市民一人ひとりが望む生活を考え、表明する①市民一人ひとりが望む生活を考えるでは、先ほどもお話をさせてもらったように令和4年度は、地域活動の方がなかなか行えていなかったのも、周知をすることが難しかったですけれども、今年度は、地域活動もまた再開していくと思いますので、積極的に周知を行っていきたいと思っております。

先ほどもお伝えしたように、この人生最後の想いをかなえるノートがもう完成をしますので、様々な場面で活用しながら周知をしていきたくと思っています。

次の②任意後見制度及び補助・保佐類型の利用促進についてです。任意後見制度は、権利擁護支援において本人の意向に沿った支援を行うために望ましい仕組みであり、本人の権利を可能な限り制限せず、本人意思を尊重した権利擁護支援を実践するもの

であるため、中核機関の相談事業を通じて任意後見・補助・保佐類型の利用促進を図ります。

次の③日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への円滑な移行についてです。高知市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業専門員が、利用者の判断能力を確認し、必要に応じて中核機関と連携して成年後見申立を支援します。勿論申立できる親族がない場合は、適切に市長申立により支援します。

続きまして、(3)本人の意思を大切に、能力に応じたきめ細やかな対応を図る成年後見人が選任された後には、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用がなされるよう、法的権限を持つ後見人と地域の生活支援関係者等が連携し、チームとして本人のより良い生活を目指して支援します。

以上が令和5年度の計画です。

(西内会長)

ありがとうございます。では、委員の皆様からご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

(廣井委員)

はい。行政書士会の廣井でございます。お世話になっております。6ページの市民一人一人が望む生活を考え表明するところで、人生最後の思いをかなえるノートの今作成で終盤に向かっているということでございましたけれども、年14回を目標とする実施回数ということなんですけどね。はい。これは地域包括支援センター等で開催されるというような、イメージなのでしょうか。対象年齢とか、どういうふうな方々をターゲットにした体制になるかなとちょっと思いまして、ご質問でございます。

(事務局 浅野)

基幹型地域包括支援センターの浅野です。ご質問ありがとうございます。

ごめんなさい説明がなかったですけれども、年14回の開催を目標としておりまして、各地域包括支援センターに年1回、実施をしてもらうように予定しております。

開催場所としてなんですけれども、例えばその地域の活動の中で、いきいき100歳体操であるとか、何か地域の中で活動して、高齢の方なんかが集まる場所で、このエンディングノートを使っていただいて、説明をさせていただいてですね、市民一人一人の方が最期どのような生活を望んでいるのかっていうのを、表明できるような形をとりたいと思っております。

(廣井委員)

ありがとうございました。

これによって成年後見制度を利用する方々が増えていくだろうみたいな思いがあるということなのでしょう。

(事務局 田部)

高知市基幹型地域包括支援センターの田部といます。ご質問ありがとうございます。

その想いを叶えるノートの中に、成年後見制度のどこかの自治体の団体が作っている双六のようなチラシがあったかと思いますが、それをちょっと見本にさせていただきまして、そちらの双六なんかでこういうふうな判断能力がなくなった時にこういう制度がありますよってというような、わかりやすいちょっと提示を高知独自でこのエンディングノートの中に、盛り込ませていただいておりますので、そのページを使いながら成年後見制度とはこういうものであるとご説明できるようなツールとなっておりますので、包括の職員の方にもそれを活用してもらえるように、冊子ができ次第、学習会のあり方とかやり方もお伝えしていくように考えております。

以上です。ありがとうございました。

(廣井委員)

ありがとうございました。

成年後見制度利用ばかりでなくて権利擁護の場面でたくさんあると思いますので、そのような事柄に広がって対応できるツールがあればよろしいかと思いました。

ありがとうございました。

(西内会長)

ありがとうございます。公文委員さんお願いします。

(公文委員)

先ほどの件なのですが、地域包括支援センターが14か所でしたが、14か所もないですね。

各地域包括支援センターがエンディングノートを説明するということですが、該当する市民の方というのは、例えば、敬老会が9月にありますが、そういうところには配布することや説明の資料は作成していますか。

(事務局 田部)

地域包括支援センターは今市内14センターございます。

13は民間委託でして、1は南街・北街・江の口地域包括支援センターが直営になっております。

これの活用については 8 月下旬には、想いをかなえるノートが納品されると思いますので、そこからどういうふうな形で、地域の方の集まりの場やそういったところで、啓発・周知するかは、各地域包括によってやり方が違うと思いますので、そこはもう話せる場があった時に話させていただくようにはなっております。ちょっと敬老会などそういった場で、お話する時間を設けてもらえるようであればそういった場もぜひ活用させていただきたいと思いますので、また民協の定例会とか、そういったところでは周知をしていきたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

(公文委員)

9 月 15 日あたりが敬老会の場では多くの人に参加されますので、そういった場も活用してもらおうと、効果的ではないかと思います。地域包括支援センターに任せるというのが、市の考えかもしれませんが、効果的に周知していくにはどうやって進めていくのでしょうか。

(事務局 田部)

基幹型地域包括支援センターの田部といいます。

特にこういった場を使ってくださいっていうことはないですけども、既に地域包括支援センターごとに民協定例会や地域内連携協議会であるとか、いろんな地域の集いの場の方に参画させてもらっていますので、ここの場で話ができる、できそうになっていうところを、地域包括支援センターはキャッチしているので、そこでお話をさせていただくようには考えております。また、ノートを皆さんで書いていただくようなものと、制度の説明もありますので、おそらくただ配るだけっていうことではなくって、少し学習会とか、一緒に書いてみるのところをしないと、持ち帰って、棚の中に入れられてしまっはいけないので、やっぱり一緒に書いていただくっていう時間を設けるとすると、少しお時間をとらせていただいて、健康講座とかそういったものを地域包括ごとに受けておりますので、そういった場でこういうのができたのですが、少しお話する機会を設けさせてもらえないだろうかというようにことをお話させていただきたいです。さらに、私たち基幹型の方が、そういった場を作っていくよう、定例会の役員会、会長会などで周知をして、ちょっと定例会などで学習会の場を設けていただけないだろうか働きかけはできるかなと思っておりますので、そういった場をできるだけ基幹の方でも作っていききたいとは思っていますので、よろしく願いいたします。

(公文委員)

ありがとうございました。

(西内会長)

他の委員いかがでしょう。

(土居委員)

司法書士会の土居です。成年後見制度を利用してくださいということで啓発していることはわかりますし、広めていく必要性はあると思います。後見人の候補者を書く書式があるのですが、実際誰がなるのか、後見人の候補者が少ないのではないかとと思うが、実際に成年後見人を動かすというか、実効性があるものにするには全部がそろっておかないといけないと思うが、その方向性がどのような感じか。受任調整が難しかと思うのですが、どのような状況か。候補者が有り余っている状況なのか、不足している状況なのか。候補者のつかみ方はどのようにしているか。実際どのような方向性でやろうとしているのか。

(事務局 田部)

ご質問は後見人になられる方を選任するのに苦労しているのではないかと質問でしょうか。

(土居委員)

はい。実際どのような方向性でしようとしているのか。

(基幹型地域包括支援センター浅野)

市長申立を行うときの後見人候補者の選任の仕方ですが、本人さんが困られていることを見ながら選任をさせていただきます。例えば、負債を抱えている人や会社の経営に難がある方であれば、弁護士に依頼した方がいいのではないかとか、司法書士・行政書士が必要となれば、リーガルサポートさんをお願いをするようにしております。私たちのほうから依頼をさせられたときに、なんとか、弁護士会さんなら弁護士会で、リーガルサポートさんであれば、リーガルサポートさんのほうで、協議をしてもらいなんとか候補者をだしていただいていると思いますので、市長申立をする際に候補者が決まらず、とても困っているということはないです。ただ、年々市長申立件数が増加しておりますので、今後、後見人が必要な方が増えたら、候補者が少なくなると思います。

(土居委員)

はい。ありがとうございます。

司法書士でも弁護士さんの方でも、社会福祉士さんのほうでも、メンバーが数が限られてきているのではないかと思います。なので、これから高知市としては、どうい

方向でやるように考えているのかと思うのですが、ただ、後見人がついて終わりではなく、専門職との情報共有などが必要であると思う。

また、成年後見制度だけではないので、そこも含めてご検討していただけたらと思います。

(関田所長)

ご意見ありがとうございます。件数が増えていることもあり、各専門職の方から候補者を調整をしていただいて、本当にありがとうございます。

今のところ、各機関が調整の協力をしていただいて、後見人が不足していることがないにしてもですね、将来的には何かしらの対策が必要であると思うので、また、皆さまにご意見いただきながら今後検討していくようにしますので、よろしくお願いいたします。

(土居委員)

ありがとうございました。

(西内会長)

高知市のほうも今後の方向性も視野に入れながら、今年度考えていってもらえたらと思います。

(澤田委員)

高知弁護士会の澤田です。ちょっと先ほどの土居先生の話に重ねてで、くどくなりますが、調整いただけてると評価は嬉しいですが、正直言って弁護士会はいつも突き返すか突き返さないか、最後まで迷って、何とか無理やり押し付けている現状です。それは本当にご理解いただきたいなと思っておりますし、専門職の使い方ですよ。

ピンポイントで債務整理が必要なら法テラスを使ってもらえればいいんですよ。会社の整理が必要であれば、そこを使ってもらえたらいいんですよ。後見人業務を本当に専門職に任せる必要があるのかというところを検討していただきたいなと思います。要するに法的な支援が必要な場合であっても、後見人がつけば、その人から依頼してもらえればいいんですよ。だから悪あくまで、登記が必要であるから司法書士の方にするのではなくて、市民後見人についてもらって、そこから依頼してもらえればいい話で、専門職の使い方をもう少し考えていただけたらと思います。せっかく法テラスという制度もありますし、ご本人に負担なく、使える制度が整っていますので、苦言的なことで申し訳ないですが、以上です。

(関田所長)

またそういったご意見も参考にさせてもらいながらですね，法テラスなら法テラスなどに対応させてもらいたいと思いますし，今後もこのようなご意見を参考にしたいと思いますので，ご意見いただければと思いますのでよろしくお願いします。

(西内会長)

ありがとうございます。廣井さんどうぞ。

(廣井委員)

澤田先生に重ねてですが，私も保佐人として弁護士さんに成年後見人として依頼をして，支援してもらうこともありますし，司法書士のほうに業務を依頼することも多いですので，法的な課題を抱えているから全部弁護士さんに，登記のことであれば，司法書士さんという硬直的な考えは改めていただけたらもう少し，後見人の幅も広がってくるのではないかと思います。

(西内会長)

ありがとうございます。他にないでしょうか。それでは議題の3番の事業計画については，ご意見があったようなことも踏まえて，検討していただければと思います。ありがとうございます。それでは次第の4番目になります。令和4年度高知市成年後見サポートセンター事業報告です。高知市成年後見サポートセンターお願いします。

(中核機関 中村)

高知市成年後見サポートセンター中村と言います。座って失礼いたします。まず，会次第の方をちょっとご覧いただきたいんですが，会次第4の令和4年度高知市成年後見サポートセンター事業報告の高知市成年後見サポートセンターが会次第5の高知市擁護支援地域連携ネットワーク中核機関運営業務事業計画と記載のある高知市権利養護支援地域連携ネットワーク中核機関を運営しておりますので，そちらの点補足させていただきます。

それでは事業報告についてご説明させていただきます。資料7ページをご覧ください。

令和4年度に高知市成年後見サポートセンターに寄せられました初期相談件数は，新型コロナウイルスの影響を受けて支援が制限されました。

令和2年度，令和3年度の約390件を大きく上回りまして，469件となっております。初期相談における相談者は，関係機関が278件と一番多く，前回ご指摘いただいた相談

に至る理由のその他の内訳につきましては、7 ページ、イの表の欄外に記載しておりますように、生活保護、また家族関係、年金であったり、疾病に関する相談の方が多くなっておりました。カタカナのウの表の年代別で見ますと、70 代から 90 代が多く、障害区分でも高齢で認知症の方が多くなってきている状況となっております。

初期相談における対応内容としましては、法定後見や日常生活自立支援、これから安心サポート事業などの制度説明や、情報提供、助言が多くなっております。

9 ページ、カの表にありますように、令和 4 年度は、2 回無料法律相談会を開催しまして、合計 6 件の相談がっております。8 ページに戻っていただきまして、オの表の初期相談の段階で、資料等、専門職の方へ仲介や照会に至ったケースに加えて、9 ページ、②の表、イにありますように、支援を継続していく中で、専門職へ繋いだケースも 29 件延べ回数としまして 136 回と丁寧な継続支援に努めております。

そして、前後しますが、表アのように、中核機関としての体制や、専門職との連携事例に関する対応で困った時には、アドバイザー契約を結ばさせていただいている弁護士の方に相談する事例の方も増加してきております。

9 ページ、③のアから 11 ページのエの表をご覧ください。中核機関としまして、ホームページの更新や SNS の活用、アウトリーチを実施し、出前講座など広報啓発に努めております。

出前講座は 10 件、346 名に対して実施しまして、3 件の講師派遣、2 件の視察を行っております。

11 ページ、④、12 ページ、⑤をご覧ください。市民後見人の人材育成や関係機関との連携にも力を入れ、支援会議は 9 回実施し、家庭裁判所や行政関係機関との連携推進のために、23 回の事例検討や情報交換会、セミナーを実施しております。

また、連携支援としまして、協議会の事務局機能を担わせていただき、成年後見利用促進に向けて、家庭裁判所、高知市と、3 者で情報交換会を開催しております。

以上で実績報告を終わらせていただきます。

(西内会長)

ありがとうございます

高知市サポートセンターの実績報告でした。委員の皆様からご意見、ご質問がありましたら、よろしくをお願いします。

尾崎委員どうぞ。

(尾崎委員)

利用促進の促進というのはどなたに対しての促進をしているのかなと思いました。もう少し、広いところで、これから親が認知症になるような世帯に対してのアピールも観点としてあった方がいいのではないかと思います。広告・チラシの配布枚数を

みさせてもらいましたが、いろいろなイベントをされると思いますので、もう少し幅広い方にチラシの配布を検討してもらったらもう少し後見制度に対する市民の認知度が上がってくるのではないかと思いましたので、少し参考にしてもらえたらいいなと思います。

(中核機関 中村)

この後今年度の計画のところでもお話しさせていただきますが、今年度はご指摘いただいたように、より住民の皆さんの生活圏域に近い場所、それこそ銀行さんであったりとかスーパーさんとかにもチラシを配布させていただきたいなというふうに計画をしておりますので、またいただいたご意見を参考に啓発努めていきたいと思います。

ありがとうございます。

(西内会長)

他の委員の方いかがでしょうか。

(堀委員)

精神保健福祉協会の堀です。事業報告の中の初期相談の身元保証人がいないとか、入院入所手続きが必要とかですね、今後どんどんこのようなことで困る方がでてくるかと思うのですが、この方達のこういった相談の内容とそれからこういったようなご案内をされたのかっていうことをちょっと教えていただきたいです。

(中核機関 中村)

成年後見サポートセンターの中村です。ご質問ありがとうございます。

ご指摘のように身元保証人がいないとか、入院、入所手続きをしてくれる人がいない。また、転院に向けて関わってくださる人がいないという相談がすごく増えてきている現状にあります。どういうふうに対応しているかと言いますと、まず、本当にそのご家族関係、ご自身が頼りない、頼りたくないって思っているだけで、実際には身内の方がいらっしゃって、事前に頼んでおけばやってくさるとか、そういったような方もいらっしゃいますので、まずはやっぱり丁寧に聞き取りをさせていただいて、そこからうちの方の事業の中でもこれから安心サポート事業と、とかもございますけれどもそういった使える制度であったりとか、任意後見の方であったりとかっていうところも、制度説明はさせていただいておりますが、ほぼなんて言いますか、実際にはその対応してくださる方がいらっしゃったりという状況がありますので、皆さん結構不安を抱いてご相談いただいたりすることもありますけれども、そういった形で聞き取りをして、対応策を一緒に考えていくっていうような対応をしているところです。

(堀委員)

ご家族の方もおられなかったり絶縁であったりとかそれから、高齢者の施設に入りたいと思ったときに、保証人が必要になって保証会社に申請し、お願いしたけれどもそこでも断られるっていう方もいらっしゃるんですが、何かこれから先やっばり1人という方が増えていくと思うので、そのあたりについての何か明るい情報とかがあればいいかなと思ったりしているのですが。

また何かそういうことがあれば、ぜひ共有していただきたいと思います。

(中核機関 中村)

いただいたご意見をもとに、また委託元である基幹型地域包括支援センターさんともちょっと協議しながら考えていきたいと思います。

(西内会長)

はい、ありがとうございます。他の委員の皆さんはよろしいでしょうか。

多分相談の内容が時間をかけていかないと、なかなか整理できなかつたりとか、一緒に考えていくっていうふうにおっしゃいましたけども、その相談をしていく中で、権利擁護とか成年後見っていうところの必要性に気づくとかそこに至るっていうのもあるんじゃないかなと思います。引き続き、相談対応していきながらまたわかった内容についてもまた審議会に上げていただければと思います。

それでは次第の5つ目になります。令和5年度高知市権利擁護支援地域連携ネットワーク中核館運営事業、業務、事業計画について、説明をお願いします。

(中核機関 中村)

引き続き成年後見サポートセンター中村です。それでは説明させていただきます。

資料14ページからご覧ください。令和5年度も引き続き中核機関としまして、これからご説明させていただきます四つの機能を中心に業務を行って参ります。14ページ、(3)。事業計画の表にあります、業務内容の欄の①、広報啓発につきましては、関係機関、専門職の皆様だけでなく、広く市民の皆様にも、成年後見制度、また権利擁護に関する広報啓発が行えるように、委託元であります基幹型地域包括支援センターさんとも連携しながら活動していきます。具体的には先ほども申しましたが、広報誌やホームページ、SNSを利用した広報啓発、また、介護支援専門員MSW等の職能団体への広報啓発、いきいき百歳体操会場など、市民の皆様にも身近な生活圏域での出前講座を予定しております。

特に住民の生活圏域であります、銀行であったりとか、スーパーへのチラシやポスターの配布も検討しております。

また、成年後見セミナーの方も実施し、広く住民の皆様に向けて制度の周知を図って

いきます。

続きまして、15 ページの②相談対応についてですが権利擁護の様々な課題に対する総合相談まず総合相談窓口としまして、体制を整えることに加え、医事相談機関として、各支援機関への助言を実施しております。さらに支援会議を実施し、事例検討をしまして、権利擁護支援のボトムアップを図っていきます。

次に 16 ページの③、成年後見制度利用促進機能につきましては、令和 5 年度はコロナの影響で中止となっていました。市民後見人養成講座を先月、先月、今月 10 日移行いたしまして、市民後見人の養成に努めていくとともに、市民後見人、市民後見人材バンク登録者向けのフォローアップ研修もあわせて行って参ります。

また、市民後見人の活動の場の確保及び、成年後見制度の利用促進を強化する目的で、法人後見支援としての活用を検討していきます。

17 ページ④後見人支援機能につきましては、今まで通り、親族や市民後見人、専門職後見人等からの相談に対応しまして、必要があれば面接などへの同席も行います。

⑤連携支援としましては協議会の事務局として、円滑な運営や協議会を通じた各専門職団体との連携に力を入れます。

以上、今年度につきましては、広報啓発による相談窓口の明確化、必要な方が適切な制度に繋がるような支援、地域連携ネットワークの強化に努めて参ります。

そのためには皆様の委員の皆様のご意見や関係機関や基幹型地域包括支援センターとのパートナーシップが欠かせないと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。これで事業計画の説明を終わらせていただきます。

(西内会長)

ありがとうございました。それでは委員の皆様からご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

基本的には昨年度のものをブラッシュアップして継続していくっていう方向性でよろしいでしょうか。皆さんいかがでしょう。この方向性でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら事務局の提案通りの計画で進めさせていただければと思います。先ほどの事業報告にもありましたように進めていく中で、少し課題が出てきた点についてはまたこの審議会の方に上げていただいて、委員の皆様からご意見をいただくという形にさせていただければと思いますのでよろしくお願ひします。

予定していた議題は以上になります。皆様からこれ以外に何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。はい。ありがとうございます。それでは以上をもちまして、令和 5 年度第 1 回成年後見制度利用促進審議会を終了したいと思います。皆様ご協議いただきましてありがとうございました。 【終了】

